

年金2法 2025 選択式 予想論点

この特集では、年金2法（国民年金法及び厚生年金保険法）の出題傾向を踏まえ、出題される可能性が高い箇所を中心に、問題演習を通して選択式の対策を講じていきます。

辰巳法律研究所
社会保険労務士講座
制作部

1 年金2法の過去10年の出題傾向

まず初めに、年金2法（国民年金法及び厚生年金保険法）の過去10年の出題傾向と、難易度（救済の有無）を見てみましょう。

1 国民年金法の出題傾向

国民年金法の選択式の出題傾向としては、「本則条文」はもちろんのこと「政令」や「施行規則」からの出題が多いことです。特に、「財源」である「積立金」、「国庫負担」及び「保険料」については要注意です。また、「被保険者、届出」「年金額の改定」の箇所のチェックも必要です。国民年金法の選択式は、幅広い範囲が出題されていますが、まずは「保険料を中心とする「費用負担」に力を注ぐことを意識的に行ってください。興味がわからない部分も多いとは思いますが、社会保険は全体的に「費用負担」を題材とすることが少なくありません。国民年金法でもこのあたりは令和7年度本試験でも出題されると肝に銘じ、しっかり取り組んでおくようにしてください。

表1 <国民年金法（選択式）の過去10年の出題箇所及び救済の有無>

本試験年度	出題箇所（出題数）	救済
平成27年度	①権限の委任(2)、②届出(2)、③時効消滅不整合期間の取扱い(1)	－
平成28年度	①目的条文(2)、②学生の保険料納付特例(1)、③財務大臣への滞納処分等に係る権限の委任(2)	－
平成29年度	①保険料の半額免除(2)、②寡婦年金(2)、③受給権者に関する調査(1)	－
平成30年度	①厚生労働大臣による年金受給権者の確認(2)、②指定全額免除申請事務取扱者(1)、③支給繰下げ(2)	2点
令和元年度	①積立金の運用目的(2)、②指定代理納付者による納付(1)、③延滞金(2)	－
令和2年度	①年金額の改定(2)、②遺族基礎年金の支給要件(2)、③基礎年金抛出金(1)	－
令和3年度	①調整期間（スライド特例期間）(3)、②公課の禁止(2)	2点
令和4年度	①障害基礎年金の支給停止(1)、②寡婦年金(1)、③国民年金基金(1)、④被保険者に対する情報の提供(1)、	－
令和5年度	①国民年金事業の円滑な実施を図るための措置(3)、②国民年金の給付(1)、③被保険者の資格(2)	－
令和6年度	①保険料の納付委託(3)、②遺族基礎年金の遺族の範囲(1)、③死亡一時金の遺族の範囲及び順位等(1)	－

表2 <本試験選択式の各年度における救済の有無・救済の得点>

	労基安衛	労災	雇用	労一	社一	健保	厚年	国年
平成13年	2点						2点	2点
平成14年	2点							
平成15年				2点	2点		2点	2点
平成16年						1点		
平成17年	2点							
平成18年	2点	2点	2点		2点		2点	
平成19年								
平成20年						1点	2点	2点
平成21年	2点	2点					2点	
平成22年					2点	2点	2点	1点
平成23年	2点	2点			2点		2点	2点
平成24年							2点	
平成25年		2点	2点		1点	2点		
平成26年			2点			2点		
平成27年				2点	2点	2点	2点	
平成28年				2点		2点		
平成29年			2点			2点		
平成30年					2点			2点
令和元年					2点			
令和2年				2点	2点	2点		
令和3年				1点				2点
令和4年								
令和5年								
令和6年				2点				

表2をご覧いただくとわかるとおり、国民年金法は10年の間に2点救済が2回行われています。ただ、10年以上前は2点救済が割と頻繁に行われていて、平成22年には1点救済が行われたこともありましたが。救済があまり行われていないということは、裏を返すと、**必ず3点取らないとならない**ことになりますから、**より失点できない科目**であるともいえます。

2 厚生年金保険法の出題傾向

表3は過去10年の厚生年金保険法の出題箇所を列挙しています。「**高齢厚生年金**」や「**積立金の運用等の費用負担**」は、出題される可能性が高いところですので、注意しておきたい箇所となります。厚生年金保険法で使用される「**用語の定義**」についても時折出題されますが、明確に意識して区分けをしておかないと選択肢を絞り切れずに足元をすくわれかねません。「**標準報酬月額**」や「**届出**」は健康保険法と共に押さえておいてください。

厚生年金保険法の選択式では、「**在職高齢年金の計算問題**」が出題されることもあり注意が必要です。また、**令和4年から3年連続で事例問題が1肢出題**されています。事例問題が出題された際には、問題用紙の空白のスペースにでも時系列や要点などを図にしてわかりやすくし、論点を明確にして解答することが求められます。事例問題は比較的問題文が長くなる傾向にあり、問題文に目を通すだけでも時間を要する場合があります。今回の特集では取り上げていませんが、事例問題は案外、論点があっさりしていることも多いため、本試験で出題された場合には、焦らず落ち着いて対処していきましょう。